

不祥事根絶のための取組について

県通知、本市教職員コンプライアンス推進委員会のコンプライアンス宣言文等により、本校の具体的な取組は以下の通りです。

龍ヶ崎市教職員コンプライアンス宣言文

私たち龍ヶ崎市に勤務する教職員は、やりがいを感じて教育実践できる学校づくりに取り組むとともに、服務規律のさらなる向上を図ることによって、児童生徒、保護者を含めた地域住民に信頼される学校、教職員を目指すために、以下のことを宣言します。

(飲酒運転)

- 大勢の人を不幸にする飲酒運転は、絶対にしません。

(体罰・暴言)

- 私たちは、児童生徒との信頼関係を損なう力や言葉による暴力に頼った指導を行うことなく、明るく希望にあふれた学校づくりに努めます。

(ハラスメント)

- 私たちは、いつでも、どこでも、誰にも優しく接し、相手の立場を考え行動します。

(個人情報管理)

- 個人情報は「見せない、言わない、持ち出さない」を守ります。

(金銭管理)

- 金銭の取り扱いは、特に厳正・迅速・明瞭に処理するよう努めます。

龍ヶ崎小学校の具体的な取組

(飲酒運転)

- 酒席の会場には車では行かない。(運転代行は使わない。)
- 飲酒を伴う会合を行う場合は、事前に管理職が飲酒の有無、帰宅方法、翌日の運転の有無等を確認する。

(体罰・暴言)

- 一人の教員による指導を避け、複数の教員による組織的な指導を行う。
- 研修等を通じて教職員の人権意識を高めるとともに、面談、アンケート等を通じて児童理解の深化と信頼関係の構築に努める。

(ハラスメント)

- 研修等を通じて、ハラスメント防止に対する教職員の意識の啓発と知識の向上を図る。
- 定期的に行う安全点検の項目に、盗撮等の防止に関わる項目を加える等、未然防止に向けた組織体制を整備する。

(個人情報管理)

- 児童の個人情報を扱う業務は原則職場で行う。事務処理上の都合から、児童の個人情報に関わる文書を校外に持ち出す場合は、本校の個人情報取扱規程に則り、管理職の承認を得た上で、適切に取り扱う。

(金銭管理)

- 全ての学校会計において、現金で管理を行わずに預金口座を金融機関に設けて通帳で管理を行う。
- 会計担当者は、原則として年に3回(目安として7月、12月、3月)金銭出納簿、通帳及び関係書類を管理職に提出する。

龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校長 石崎 和雄

【令和6年度の龍ヶ崎市の取り組み】

	団体・組織	取組内容及び計画	取組の実際
1	学校長会	1 管理運営研修会での事例研修（7月） 2 コンプライアンス遵守に関する標語・スローガンの募集と配付（7月） 3 校長会研修会における「コンプライアンス宣言文」の確認と唱和（奇数月） 4 教員評価面談等の機会を利用した教職員一人一人への注意喚起及び相談（年間3回以上）	
		【成果】 【課題】	
2	教頭会	1 定例研修会におけるコンプライアンス宣言文の確認（毎回） 2 各校における「コンプライアンス研修の成果と課題」をテーマにした実践報告及び研究協議（年2回）	
		【成果】 【課題】	
3	教務主任会	1 定例研修会における各校のコンプライアンス研修の実践報告と協議（毎月） 2 法令遵守意識の向上に関する標語・スローガンについて周知と募集（6月・7月） 3 定例研修会における「コンプライアンス宣言文の確認（毎月）	
		【成果】 【課題】	
5	龍ヶ崎市中中学校体育連盟	1 市中体連理事・専門委員長会を通して、各部活動における体罰等禁止についての共通理解及び注意喚起（年2回・大会時） 2 部活動顧問に向けたコンプライアンス啓発資料の送付（適宜）	
		【成果】 【課題】	
6	竜ヶ崎地区学校警察連絡協議会	1 生徒指導対応において体罰や暴言が発生する場面が多いことから、生徒指導主事が生徒指導部会等で冷静に対応する大切さを職員に伝える（毎月） 2 学警連の場で、各校のコンプライアンス状況について報告、意識の高揚を図る。（年2回）	
		【成果】 【課題】	
	龍ヶ崎市PTA連絡協議会	1 「コンプライアンス宣言」を提案（第1回役員会）、検討する。 2 第1回市PTA連絡協議会（6月7日）において発表、共有し、コンプライアンス意識の高揚を図る。	
		【成果】 【課題】	
7	教育委員会	1 服務規律遵守の啓発（年間時事・長期休業前・計画訪問時） 2 県教育委員会からの通知や研修資料の周知（随時）	
		【成果】 【課題】	

令和6年度 龍ヶ崎小学校 コンプライアンス研修計画

「不祥事を生まない集団環境づくりのために」

体罰、飲酒運転、ハラスメント、個人情報漏洩、学校徴収金の適切な処理、
わいせつ事案の根絶、服務規律の確立 等

1 研修の持ち方

職員集会において、担当者が資料を用意し、5～10分程度のコンプライアンス研修を行う。

2 研修内容及び方法について

下記のテーマに沿って、担当者が研修の準備を行い、実施する。

※ボトムアップ形式の研修とする。

3 担当者

日 付	担当者	研修内容
4月 1日 (月)	校長	不祥事を生まないためのコミュニケーション
4月11日 (木)	教頭	個人情報の取り扱い・交通事故防止について
4月15日 (月)	事務	学校徴収金の適切な処理について
5月30日 (木)	教務	服務規律の徹底について
7月 4日 (木)	5学年	飲酒運転の根絶に向けて
9月 5日 (木)	2学年	体罰事案ゼロに向けて
10月 3日 (木)	3学年	適切な成績処理と情報の管理について
11月 7日 (木)	4学年	ハラスメントの防止に向けて
12月 5日 (木)	6学年	わいせつ事案の根絶に向けて
1月 9日 (木)	養護教諭	LGBTQ への理解と人権について
2月 6日 (木)	1学年	事例研修
3月 7日 (木)	教頭	不祥事の根絶に向けて

※上記以外にも必要に応じて、コンプライアンス推進委員会を中心に適宜事例研修を行う。



【コンプライアンス研修の様子】